様式第１号（第４条関係）

垂井町本人通知制度登録申込書

年　　月　　日

垂井町長　　様

申　込　者	住　所	〒　　－
	氏　名	
	連絡先	（　　）
申込者の区分	１．本人　　２．法定代理人　　３．法定代理人以外の代理人	

垂井町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

１．登録者（通知を希望する方）

氏　名	□申込者と同じ		
生年月日	年　　月　　日	性　別	男　・　女
住　所 （住民登録地）	□申込者と同じ 〒　　－		
本　籍			
	筆頭者		
連絡先	□申込者と同じ （　　）		

２．法定代理人（法定代理人が申込みをする場合、記入してください）

区　分	１．未成年者の法定代理人　　２．成年被後見人の法定代理人
氏　名	
住　所	〒　　－
連絡先	（　　）

＜注意＞

１　裏面の内容をよくお読みください。

２　申込みの際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

（１）　申込者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）

（２）　申込者が法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

（３）　申込者が法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状）

事務処理欄（以下の欄は、記入しないでください。）

受　付	住基入力	戸籍入力	名　簿	登　録　日	本人等の確認書類	登録番号等
				年　月　日	□個人番号カード □運転免許証　□旅券 □その他 （　　）	

垂井町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1　この制度は、垂井町に登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（※１）を第三者（※２）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

2　第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に本人通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

3　通知書では、次の事項をお知らせします。

（1）　住民票の写し等の交付年月日

（2）　交付した住民票の写し等の交付請求者の区分

（3）　交付した住民票の写し等の種別及び通数

4　第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律及び垂井町個人情報保護法施行条例の規定に基づき、本人が開示請求することができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法及び同条例の範囲内での情報が開示されます。

5　登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が町の休日に当たる場合はその翌日）となります。

6　登録者名簿の登録期間は、登録日から起算して３年です。引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日の１ヶ月前から登録の申込みをすることができます。

7　登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、代理人により登録の申込みをすることができます。

8　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、申込者が次のいずれかに該当する場合にすることができます。

（1）　疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき

（2）　他の市区町村に居住しているとき

9　登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録内容に変更が生じた場合は、廃止又は変更の申込みが必要です。ただし、本町に備え付けた公簿等により変更の事実を確認できるときは、変更の申込みを省略することができます。（※３）

10　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除又は戸籍が除籍された場合は、登録を廃止します。

※１　「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し（本籍が記載されたものに限る。）、住民票（除票を含む。）記載事項証明書（本籍が記載されたものに限る。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書にかかる証明書を除く。）をいいます。

※２　「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する者、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

※３　通知書が「住所不明のため配達不能」等の理由により返却された場合は、登録内容に不備または虚偽があると判断し、登録を廃止しますので、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申込書を提出してください。